

令和5年度かながわの遺跡展「華ひらく律令の世界」展 講演会②

主催・神奈川県教育委員会、神奈川県立歴史博物館、茅ヶ崎市教育委員会

於・神奈川県立歴史博物館講堂 2024年2月10日

古代の相模・武蔵と律令国家—地方官衙と漢字文化—

佐藤 信（横浜市歴史博物館館長、東京大学名誉教授）

はじめに

古代東国の相模国と武蔵国南部にあたる神奈川県の古代を考える時、最近の地方官衙の発掘調査により国府（国衙）や郡家（郡衙）の遺跡が明らかになってきたことが大きな進展をもたらしている。地方官衙遺跡の立地・構造・機能や木簡・墨書土器・文字瓦などの出土文字資料によって神奈川県域の古代史像が具体的に豊かになったことは、今回2023年12月から2024年3月にかけて茅ヶ崎市博物館・神奈川県立博物館で開催される「華ひらく律令の世界」展の展示によっても明示されている。

古代の相模国・武蔵国南部については、相模国では大住郡にあった相模国府（平塚市）、高座郡の郡家（茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群）、鎌倉郡の郡家（鎌倉市の今小路西遺跡〔御成小学校〕）、武蔵国南部では橘樹郡の郡家（川崎市の橘樹官衙遺跡群）、都築郡の郡家（横浜市の長者原遺跡などの地方官衙遺跡が、発掘調査により明らかになっている。

律令国家は、中央集権的体制を支えるため文書主義による中央・地方の連絡を重視した。伝統的にヤマト王権・律令国家を支える軍事的基礎であった東国は、古代官道（駅路）である東海道・東山道で畿内の宮都とつながり、人・物・情報の交流が盛んだった。また蝦夷の地や諸国・郡との間でも地域間交流を展開した。武蔵国は八世紀後期まで東山道に属したが、七十七年仁東海道に移管され、相模国と連絡することになった。もともと武蔵国は東海道と東山道を結ぶ役割を果たしており、南武蔵にかつてヤマト王権直轄領の屯倉が置かれたことありこの移管となった。それが今の神奈川県域にも影響している。

最近、正倉院や白鳳寺院がセットの武蔵国橘樹郡家の橘樹官衙遺跡群（川崎市）、郡庁・正倉院・津・寺院などがセットの相模国高座郡家の下寺尾官衙遺跡群（茅ヶ崎市）などが発掘調査で明らかになり、国史跡に指定された。相模国府跡（平塚市）も、国庁の脇殿などの遺構が東海道官道の駅路とともに調査された。神奈川県外の武蔵国域では、他に武蔵国幡羅郡家の史跡幡羅官衙遺跡群（埼玉県深谷市・熊谷市）などの調査成果もある。

1. 古代地方官衙遺跡

（1）遺跡群としての郡家跡

古代の地方官衙遺跡の姿が発掘調査で明らかになり、国指定史跡として保存される遺跡も増えてきている。とくに郡家（郡衙）遺跡の調査成果からは、郡庁・曹司（実務官衙）・郡司館・正倉院・厨・工房・駅家・郡津といった郡家の諸施設や、郡家と一体の郡寺（郡家周辺寺院）・祭祀遺跡などのあり方が知られてきた。地方官衙が果たした、儀礼・財政・宗

教・文書行政・給食・手工業・交通などの諸機能を担った諸施設の集合体、すなわち遺跡群としての地方官衙の姿が明らかになった。

郡家を構成する多様な諸施設のいくつかが判明した場合や、時代とともに機能が変遷する場合、そして官衙と寺院をセットでとらえる場合に、「…官衙遺跡群」という史跡名称となる。美濃国武義郡家では、郡庁・正倉院・郡司館・厨などからなる弥勒寺官衙遺跡（岐阜県関市）が、白鳳寺院の弥勒寺跡やその瓦を生産した丸山古窯跡、さらに郡司氏族ムゲツ氏の七世紀代の池尻大塚古墳などがセットで弥勒寺官衙遺跡群として史跡指定され、祭祀遺跡の弥勒寺西遺跡も一体とされる。上野国新田郡庁跡の史跡は、正倉院の追加指定とともに上野国新田郡家跡（群馬県太田市）と名称変更した。武蔵国橘樹郡家では、正倉院と白鳳寺院がセットで橘樹官衙遺跡群（川崎市）、相模国高座郡家では郡庁・正倉院・津・寺院などがセットで下寺尾官衙遺跡群（神奈川県茅ヶ崎市）として史跡指定された。官衙遺跡の性格が時代により変遷する場合も、伊勢国朝明郡家の時期もある遺跡が久留倍官衙遺跡（四日市市）という史跡名となっている。遺跡群である地方官衙のあり方が、「…官衙遺跡群」の名と結びついている。

郡家は、中央の律令政府や国府、他の郡家などの官衙、そして郡内諸郷との交通のネットワークの結節点に位置。郡家がリンクする駅路・伝路の陸上交通や河川・運河の水上交通は、律令の文書行政の頻繁なやり取りや、正倉院に租税を集める上で、不可欠。律令国家は、地方官衙の交通との密接な関係を前提として、集権的な地方領域統治を実現できた。

地方官衙の交通ネットワークの解明は、ヒト・モノ・情報などの交流の姿を明らかにし、政治・経済・文化の広域交流と地域社会との関係を理解する上で、重要。そして境界を越えた古代の地域間交流の実態は、律令国家の地方に対する中央集権性の実情を照射してくれる。今後の地方官衙遺跡の発掘調査が、多くの成果をもたらすことを期待したい。

（2）東海道・東山道と東国の地方官衙

東海道・東山道とヤマト王権の東進。足柄坂と碓氷坂。ヤマトタケル伝説。

『日本書紀』安閑紀「武蔵国造の反乱」と南武蔵への四屯倉の設置。

東国とヤマト王権。「軍事的基礎としての東国」（井上光貞）。

七世紀半ばの天下立評と東国の地方豪族。『常陸国風土記』。那須国造碑（七〇〇年）。

東国の郡司氏族（地方豪族）から王権への舎人（子弟）・采女（子女）の貢進。

宮都（平城京）と国府（国衙）を結ぶ七道…東海道・東山道（以上中路）・北陸道・山陰道（以上小路）・山陽道（大路）・南海道・西海道（以上小路） 『延喜式』兵部省式
駅家（うまや、16 km毎、中路10疋）、駅長・駅戸・駅子…国司と駅家・駅長

郡家と伝馬（郡5疋、官馬）…郡司と伝馬

郡家（郡衙）を結ぶ地域間交通の「伝路」。伝馬と郡司の交通・供給機能。

古代直線官道の発掘成果。地理・地形・地図・写真・地名による研究から発掘調査へ。

陸上交通・水上交通。人・物・情報の交通・通信。租税物の徴収・保管と正倉院。

国府（国衙）は七道駅路がつなぐ。公使、官人や国司赴任の道。国府津。

郡家（郡衙）には駅路とともに他の郡家をつなぐ「伝路」も。郡家津。

正倉院への租税収納、国司の部内巡行の道。 郡家と郡内各郷とを結ぶ道
郡家の施設…郡庁（政庁）・官舎（曹司）・郡司館・正倉院・厨・雑舎・寺院（「郡寺」）・
生産遺跡（土器・鉄・瓦など）・津・駅家・祭祀場・交通路（伝馬）
郡家に属する下級官人「郡雑任」…弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符（『類聚
三代格』卷六）……書生・案主・鑑取・税長・徴税丁。調長・服長・庸長・庸米長・
駆使・厨長・駆使・器作・造紙丁・採松丁・炭焼丁・採藁丁・マグサ丁・駅伝使舗設
丁・伝馬長

2. 相模国の地方官衙

（1）東海道と相模国

東海道ルートでのヤマト王権の東方進出

東海道 相模…（安房）…上総…下総…常陸

相模は、はじめ遠国でなく中国（『令集解』古記所引和銅五年〔七一二〕以前の民部式）
武蔵国は宝亀二年（七七二）十月二十七日（『続日本紀』）まで東山道
『延喜式』兵部省式東海道駅家…坂本駅家（足柄市関本）、小総駅家（国府津）、箕輪駅
家（伊勢原）、浜田駅家（海老名）（ただし、東海道武蔵国への道筋）

足柄坂

『古事記』景行天皇段 倭建命の東国遠征で相武国造により火攻めにあう。走水海（東
京湾）を渡る際に荒れたため妻の弟橘比売が入水。「さねさし相武の小野に燃ゆる
火の火中に立ちて問ひし君はも」。帰途、倭建命は足柄坂で「吾孀はや」と嘆き、
坂東は「あづま」に。

『常陸国風土記』

「国・郡の旧事を問ふに、古老答へて曰へらく、『古は、相模国の足柄岳の坂より東
の諸の県、惣て我姫国と称ひき。…』」

相模の国造と古墳

国造*相武国造（「国造本紀」）…相模川流域

真土大塚山古墳（平塚市、四世紀中頃、椿井大塚山〔京都府木津川市〕と同範
の三角縁神獸鏡出土）、長柄桜山古墳群（逗子市・葉山町、四世紀後半の前方後
円墳など） 寒川神社（寒川町、『延喜式』式内社、大社、一宮）

*師長国造（「国造本紀」）…酒匂川流域・足柄平野

*鎌倉別（『古事記』景行天皇段、ヤマトタケル後裔）…三浦半島

○『古事記』中巻、景行段

「凡そ是の倭建命の御子等、并せて六柱なり。故、帯中津日子命者、天下治しき。
に、稲依別王者、…。次に、建貝児王者、…。足鏡別王者、〔鎌倉之別・小津石代之別・
漁田之別が祖そ。〕…」

土器生産など、三つの文化圏

(2) 相模国府

かつて、国府三遷説＝海老名…大住郡（伊勢原市・秦野市・平塚市）…余綾郡（大磯町）

大住郡説…平塚市四之宮 『倭名類聚抄』に大住郡

平塚市で国府国庁脇殿推定建物（八世紀前半）を発見、「国厨」墨書土器出土

余綾郡説…大磯町国府本郷 『伊呂波字類抄』に余綾郡 国府地名

足下・足上郡説…千代廃寺（小田原市。初期国分寺説）・下曾我遺跡（小田原市。初期国府説）所在

高座郡説…相模国分寺・国分尼寺（海老名市…高座郡）所在 初期国府説

(3) 相模国の郡家

相模国八郡 足上・足下・余綾・大住（国府）・愛甲・高座・鎌倉・御浦（『和名抄』）

郡家と郡寺（郡司氏族の氏寺）

足下郡家か足上郡家か…下曾我遺跡（小田原市） 千代廃寺（小田原市）

愛甲郡家か…御屋敷添遺跡（厚木市）

高座郡家…下寺尾官衙遺跡群（下寺尾西方 A 遺跡）（茅ヶ崎市）

鎌倉郡家…今小路西遺跡（鎌倉市、御成小学校）、

村落内寺院（ムラの草堂）の展開…特別な掘立柱建物と仏教系遺物・墨書土器

(4) 高座郡家

下寺尾官衙遺跡群（高座郡家跡・下寺尾廃寺〔七堂伽藍〕）＝相模国高座郡家（茅ヶ崎市）

高座郡家跡 郡庁院・正倉院

下寺尾廃寺（「七堂伽藍」）

基壇建物・大型掘立柱建物・伽藍区画溝

遺物…瓦・銅匙・軸端・仏鉢形土器・陶製相輪・二彩火舎・二彩小壺蓋・高杯型香炉・花瓶・瓦塔など

郡津・交通路・祭祀遺跡

南の駒寄川、西の小出川は河川交通機能をもち、津状遺跡があり、祭祀遺跡もある。

小出川旧河道出土遺物…「浄」「太寺」墨書土器・陶製相輪（仏教関係）、人形・

刀形・斎串・人面墨書土器・「神」刻書紡錘車・絵馬（祭祀遺物）

駒寄川旧河道出土遺物…「仏」「寺」墨書土器・漆紙文書（経習書）・浄瓶・水瓶

（仏教関係）、人面墨書土器・墨書土器・木製祭祀具（祭祀遺物）

地域の人々による七堂伽藍の保存顕彰（石碑建立）

伝統ある県立高校の移転に…古代地方官衙の歴史的意義

(5) 「相模国封戸租交易帳」と木簡

天平七年（七三五）閏十一月十日「相模国封戸租交易帳」

八郡十三所に一千三百戸の封戸…民戸の四割ほどが中央有力皇族・貴族の封戸に指定

封主 光明皇后・舎人親王・藤原不比等・山形女王・鈴鹿王・檜前女王・三島王・高田

王・大官寺（大安寺）

木簡

下曾我遺跡（小田原市）出土木簡

○宮久保遺跡（綾瀬市。高座郡）出土木簡

（表）鎌倉郷鎌倉里軽マ□寸稲天平五年九月 733年

（裏）田令軽マ麻呂郡稲長軽マ真國 縦 250×横 22×厚 9 mm 051 型式

高座郡の宮久保遺跡から 鎌倉郡の荷札木簡が出土

○今小路西遺跡（鎌倉市）出土木簡

（表）糶五斗天平五年七月十四日 733年

（裏）郷長丸子□□ 039 型式

糶(ほしいい。保存食の米、兵士糧食などに利用)五斗一俵に付けられた荷札

○居村B遺跡（茅ヶ崎市）出土木簡

（表）] □郡十年料□ 放生布施□事

（裏）飛飛鳥飛マ伊□豊春マ足人 290×46×7 019 型式

国家の命による仏教法会「放生会」。「貞観」説。

（6）平城京の相模国調邸と相模の郡司たち

葉師院文書 天平勝宝七歳（七五五）～八歳（七五六）相模国司から造東大寺司へ公文書

相模国の首都出先施設として平城京左京の東市近くに「調邸」。調庸貢進物などの調達。

○早稲田大学図書館所蔵文書

「相模国司牒す 造東大寺司

国の調邸の地価を請ふ事

右、彼の司の天平勝宝六年正月廿三日の牒を得るに?はく、『天平廿年を以て彼の国司に憑み、件の地を割き得、倉屋を興し造らば、寺の為に尤も弁あり。願はくは彼此の便を計りて、相博すること得むと欲す。加以、前日寺両三の倉屋を作り、其の労稍多し。儻に相博するを許さず。将に地価を酬いむとす』てへれば、国牒の旨に依り、管八郡の司に問ふに、申して云はく、『今寺地と称するは、遠く朝庭を去り、運送に労多し。望むらくは、価物を請ひ、便地を買はむと欲す』てへり。今、郡司の解に依り、価を請ふこと、件の如し。仍りて事の状を録し、以て牒す。

天平勝宝七歳五月七日従六位下行大目鬼室『虫麻呂』

755

守従五位下藤原朝臣

正六位上行介紀朝臣『稻手』(字面に「相模国印」アリ)

○早稲田大学図書館所蔵文書

「相模国朝集使解し 申す地を売買する事

調邸壹町〔在左京八条三坊者〕 価銭陸拾貫文を得る

右、件の銭価を得、造東大寺司に売ること、既に畢ぬ。但し、捺印の文は、追って将に申し送らむとす。仍りて事の状を録し、以て解す。

天平勝宝八歳二月六日雜掌足上郡主帳代丈部『人上』

756

鎌倉郡司代外従八位上勲十等君子『伊勢麻呂』

御浦郡司代大田部直『罔成』

国司史生正八位下茨田連『薩毛智』

『司（造東大寺司）檢

長官佐伯宿禰『今毛人』 主典葛井連『根道』』

3. 武蔵国南部の地方官国衙

(1) 武蔵国と東海道・東山道

武蔵国は宝亀二年（七七一）十月二十七日（『続日本紀』）に東山道から東海道に
東山道（碓氷坂）－上野（新田郡）…武蔵…上野（新田郡）－下野－陸奥－出羽
東山道武蔵路（国分寺市）…上野国新田郡（太田市）から分れて武蔵国府（府中市）へ
東国古墳文化の雄、上野国（毛野国…上野国・下野国）（毛野氏…上毛野氏・下毛野氏）
武蔵の古墳文化…南武蔵の初期前方後円墳から北武蔵の埼玉古墳群へ

「武蔵国造の反乱」

ヤマト王権の地方進出過程では、『日本書紀』継体二十一年（五二七）・二十二年（五二八）
条の筑紫国造筑紫君磐井の戦いのように、地方豪族の抵抗も展開した。他にも『日本書紀』
の雄略～清寧紀には、吉備氏の反乱「星川皇子の反乱」や、安閑元年閏十二月条の「武蔵国
造の反乱」など「反乱伝承」がみえる。

「武蔵国造の反乱」は、武蔵国造笠原直使主が大王権力と結びついたので、使主と
対立した同族の小杵は東国の地方豪族の雄であった上毛野君小熊を頼ったという。そして
戦いに勝利した大王権力は、南武蔵に「横淳・橘花・多氷・倉櫛」の四所に直轄領の屯倉を
獲得し、のち上野にも緑野屯倉を設けた。屯倉はのちに郡ともなる。地方豪族は、領域内へ
の屯倉の設置とともに、六世紀には国造制の形で大王権力に組み込まれていった。

○『日本書紀』安閑元年閏十二月条

武蔵国造笠原直使主と同族小杵と、国造を相争ひて、〔使主・小杵、皆名なり。〕年経る
に決め難し。小杵、性阻くして逆ふこと有り。心高びて順ふこと無し。密に就きて援を
上毛野君小熊に求む。而して使主を殺さむと謀る。使主覺りて逃げ出づ。京に詣でて状
を言す。朝廷臨断めたまひて、使主を以て国造とす。小杵を誅す。国造使主、悚憚に
交ちて、黙已あること能はず。謹みて国家の為に、横淳・橘花・多氷・倉櫛、四処の屯
倉を置き奉る。

武蔵国造の首長墓の系列である北武蔵の埼玉古墳群と、屯倉で王権と結ばれた南武蔵
東山道であるが、武蔵国府は南武蔵の多磨郡（府中市）に

武蔵国は東海道と東山道を結ぶ国

天平の正税帳で、下野の那須湯（温泉）に向かう貴族やね下野薬師寺に造寺別当とし
て向かう高位の僧侶は、東海道から下野へと向かう。

(2) 武蔵国都筑郡家（長者原遺跡）

古代武蔵国都筑郡家である長者原遺跡（横浜市青葉区）は、京浜道路の事前発掘調査の成果で、古代の郡家の遺跡が明らかにされた。尾根状の台地上に、郡庁（八世紀には正殿と二つの脇殿からなる）、正倉院（倉庫群が建ち並ぶ）、郡司館、厨などと推定される諸施設が配置されていた。郡名を記した「都」の墨書土器が出土している。郡家の正倉院は、租税の稲穀を貯積する国家的な高床倉庫群が列立して区画されている構造をもつ。遠年の貯として中央の許可がなければ開封できない不動倉や、国府財政として使用する動用倉などの倉庫からなる。焼け米・炭化米が出土することがあり、正倉院の遺跡は「長者伝説」伝承としばしば結びつく。また『万葉集』防人歌に、都筑郡の上丁服部於田の歌が載る。

横浜市歴史博物館の常設展示で、古代武蔵国都筑郡の郡役所の復元模型が展示され、当時の具体的な姿が再現されている。

(3) 武蔵国橘樹郡家

橘樹官衙遺跡群…橘樹郡はもと橘花屯倉

橘樹郡家正倉院・郡庁・曹司・郡司館、影向寺遺跡（白鳳寺院） 橘樹神社

◎影向寺遺跡…「郡寺」（郡家周辺寺院）、郡司氏族の氏寺としての機能と郡家と一体の支配機能。金堂（現本堂の下）、塔心礎の現存（影向石）、掘立柱側柱建物、南面区画施設、瓦の出土。

七世紀後半 影向寺下層建物群…七世紀後葉～八世紀前葉 金堂創建（八世紀前葉）

○へら書き文字瓦「无射志国荏原評」

七世紀後半の「郡寺」造営に、隣評（郡）の荏原評が加担。影向寺遺跡の寺院創建の背景に、橘樹郡のほか荏原郡をふくむ郡域を越えた広域造営体制が存在か。

○へら書き文字瓦「都」

隣郡の都筑郡も「郡寺」の造営に加担。寺院維持の背景に、橘樹郡・都築郡をふくむ郡域を越えた広域造営体制が存在か。

塔創建瓦の山田寺式軒丸瓦…中央との関係

八世紀中葉 金堂改築 武蔵国分寺創建瓦がこの「郡寺」に供給される。

九世紀後葉～十世紀初頭 国府系瓦を用いて修理

武蔵国が国レベルで影向寺遺跡の寺院の修理に協力。

その後一時衰退か…重要文化財薬師如来座像（十一世紀後半）

◎橘樹郡家（郡衙）

正倉院…掘立柱総柱高床倉庫建物群が列立

七世紀後葉に初期正倉群（斜め方位）の成立 史跡整備で復原建築を再現

八世紀前葉に郡家正倉群（真北方位）の造営

九世紀前半に正倉院解体へ向かう

郡庁・厨・郡司館の推定地の確認が課題

古代官道（中原街道）・多摩川側・日吉川の河川交通の郡津とのリンク

(4) 武蔵国久良郡

『延喜式』久良郡

『和名類聚抄』久良郡…訓「久良岐」

郷名…鮎浦（ふくら鮎浦）・大井・服田（はとだ）・星川・郡家（ぐんが）・諸岡・洲名・良椅（よしはし） 郡家は郡家郷に設置か。のちに鮎浦・大井・服田の三郷へ

『日本書紀』安閑元年閏十二月是月条…武蔵国造の反乱で南武蔵に置かれた倉櫟屯倉（倉櫟は倉樹か？）が久良岐郡に

久良岐郡の三文字地名は、七一三年の風土記編纂詔で地名を二文字好字とすることが定められて、「久良」郡となり訓は「久良岐」となったと思われる。

石神遺跡（奈良県明日香村）出土木簡…飛鳥の迎賓館遺跡。溝の七世紀後期の堆積土出土。

〔皮カ〕

「諸岡五十戸田□□」 縦一二六mm×横二一mm×厚三mm ○一一型式

七世紀半ばに置かれた无射志国（武蔵国）久良解評（久良郡）の中の諸岡五十戸（五十戸は「里」の古表記）から、飛鳥・藤原の都に送られた貢進物に付せられた荷札か。石神遺跡で使用されて荷札は廃棄された。

藤原宮木簡（藤原宮跡山部門跡出土）

〔解カ〕 〔田カ〕

「久良□郡大井□里」…七〇一年～七一〇年の郡里制下の木簡。三文字地名「くらげ」

『吾妻鏡』正治元年（1199）二月六日条「武蔵国海月郡」…海月（くらげ）郡

武蔵国分寺跡出土文字瓦（スタンプ・ヘラ書き） 「大井」「諸岡」

『続日本紀』神護景雲二年（768）六月癸巳条

武蔵国献白雉。勅。朕以虚薄。謬奉洪基。君臨四方。子育万類。善政未洽。每兢情於負重。淳風或虧。常駭念於馭奔。於是。武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於同国久良郡。獲白雉献焉。即下群卿議之。奏云。雉者斯群臣一心忠貞之応。白色乃聖朝重光照臨之符。国号武蔵。既呈*武崇文之祥。郡称久良。是明宝曆延長之表。姓是吉志。則標兆民子来之心。名五百国。固彰五方朝貢之驗。朕对越嘉*。還愧寡德。昔者隆周刑措。越裳乃致。豊碯升平。長門亦献。永言休徵。固可施惠。宜武蔵国天平神護二年已往正税未納皆悉免除。又免久良郡今年田租三分之一。又国司及久良郡司各叙位一級。其献雉人五百国。宜授従八位下。賜*十疋。綿廿屯。布*端。正税一千束。

橘樹郡人飛鳥部吉志五百国（あすかべのきしいおくに）が、久良郡で祥瑞の白雉を獲て、献上した。武蔵国司が中央に献上。議政官の合議で祥瑞としての白雉、武蔵・久良の地名や吉志・五百国の人名が吉例とされ、称徳天皇は嘉事として武蔵国・久良郡の租税免除、武蔵国司・久良郡司に叙位、そして白雉を獲た飛鳥部吉志五百国に叙位・賜り物が与えられた。

橘樹郡と久良郡の交流。もと屯倉。

祥瑞の白雉は年の途中で獲ると同時に中央に送られた（『延喜式』治部省式祥瑞の制では、大瑞以外はまとめて年初に献上）。奈良の都平城京へは、武蔵国司や久良郡司らが東海道の駅路で上京。

弘明寺（横浜市南区）…奈良時代布目瓦出土。聖武天皇の天平年間に行基が開創との伝

4. 東国の変容と交通

(1) 対蝦夷戦争と東国社会

ヤマト王権の軍事的基礎としての東国（井上光貞説）

防人と鎮兵の東国への負担 『万葉集』巻二十 東国諸国の防人歌

東北の対蝦夷戦争（「三十八年戦争」）と東国への兵士・武器生産・兵糧負担の増大

鹿の子C遺跡（茨城県石岡市）…常陸国府工房として鉄製武器などを製造

兵站基地としての東国 『延喜式』民部省式…鎮守府公廩稲・俘囚料稲・官牧馬牛
東国社会の疲弊と武士の展開へ

(2) 倭馬の党と平将門の乱

◎倭馬の党 昌泰二年（八九九）九月十九日太政官符（『類聚三代格』）

東海道と東山道を股にかけた群盗富豪層。坂東の富豪の輩による群盗、海道を荒らす。
足柄・碓氷（群馬県松井田町）に閔を置き対処。

○『類聚三代格』昌泰二年（八九九）九月十九日太政官符

「応に相模国足柄坂・上野国碓氷坂に閔を置き、勘過すべき事

右、上野国解を得るにいはく、『此の国頃年強盜蜂起し、侵害尤も甚し。静に由緒を尋ぬるに、皆倭馬の党に出るなり。何となれば、坂東諸国富豪の輩、ただに駄を以て物を運ぶのみにあらず。其の駄の出る所、皆掠奪に縁る。山道の駄を盗みて、以て海道に就く。海道の馬を掠して以て山道に赴く。爰に一疋の驚に依り百姓の命を害す。遂に群党を結び既に凶賊と成る。茲に因り、当国隣国共に以て追討するに、解散の類、件等の堺に赴く。仍て碓氷坂本に権に追邏を置きて勘過を加へしめ、兼ねて相模国に移送すること、既に畢ぬ。然れども、官符を蒙るに非れば、扨行す可きこと難し。望み請ふらくは 官裁を。件の両箇処に特に閔門を置き、詳しく公驗を勘へ、たしかに勘過を加へむ』てへれば、左大臣（藤原時平）宣す。勅を奉るに、『宜しく件に依りて置かしむべし。唯、詳しく奸類に拘りて、行旅を妨ぐるることなかれ』と。」

◎平将門の乱

天慶三年（九四〇）に平将門の弟平将文が相模守に（『将門記』）

『将門記』「一朝之軍攻来者、足柄・碓氷固二閔、当禦坂東」

○『将門記』

「一朝の軍攻め来らば、足柄・碓氷二閔を固めて、当に坂東を禦がむ。」

「玄茂等、宣旨と為して且つ諸国の除目を放つ。下野守には、舎弟平朝臣将頼を叙す。

上野守には、常羽の御廐の別当多治経明を叙す。常陸介には、藤原玄茂を叙す。上総

介には、武蔵権守興世王を叙す。安房守には、文屋好立を叙す。相模守には、平将文

を叙す。伊豆守には、平将武を叙す。下総守には、平将為を叙す。」

「偏にこの言を聞きて、諸国の長官は、魚のごとく驚き、取りのごとく飛びて、早く京

洛に上る。然して後、武蔵・相模等の国に迄るまで、新皇巡検して、皆印鑑を領掌す。
公務を勤むべきの由を、留守の国掌に仰す。乃ち、天位に預るべきの状、太政官に奏
し、相模国より下総に帰りぬ。よて京官大に驚き、宮中騒動す。…」

在地領主と荘園 在地領主・開発領主の武士化

荘園（伊勢神宮領大庭御厨〔藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町〕など）

おわりに

東海道・東山道を介した東国と中央・諸地域との豊かな地域間交流の古代史

古代官衙遺跡や出土文字資料の発見で、古代東国地域史の解明が進む

律令国家中央の歴史と地域の歴史を複眼で捉え、立体的な古代史へ

東国はヤマト王権・律令国家の軍事的基礎

対蝦夷戦争による東国への負担と疲弊

相模・武蔵国は東海道・東山道を結ぶ機能

多方面の地域間交流と古代東国一相模・武蔵一の相互影響の大きさ

東国の武家政権への道 武家の都鎌倉 東国武士の御家人化

参考文献： 阿部義平『官衙』ニュー・サイエンス社、一九八九年。

荒井秀規『古代の東国③ 覚醒する〈関東〉』吉川弘文館、二〇一七年

江口桂編『古代官衙』ニュー・サイエンス社、二〇一四年。

神奈川県地域史研究会『居村「放生木簡」シンポジウムの記録』一九八九年。

川崎市教育委員会『神奈川県川崎市橘樹官衙遺跡群の調査』二〇一四年。

川尻秋生『古代の東国② 坂東の成立』吉川弘文館、二〇一七年

佐藤信編『律令国家と天平文化』（日本の時代史4）吉川弘文館、二〇〇二年

佐藤信『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年

佐藤信『古代の地方官衙と社会』日本史リブレット、山川出版社、二〇〇七年

佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年

佐藤信『日本古代の歴史6 列島の古代』吉川弘文館、二〇一九年

条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣、二〇〇九年。

須田勉・阿久津久編『東国の古代官衙』高志書院、二〇一三年。

茅ヶ崎市教育委員会『下寺尾寺院跡の研究』一九九七年。『シンポジウム居村木簡が語る

古代の茅ヶ崎』二〇一四年。

栃木県立しもつけ風土記の丘資料館『古代の役所』一九九二年。『律令国家の地方官衙

代の役所2』栃木県教育委員会、二〇〇二年

奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡（I）遺構編』二〇〇三年。『古代の官衙遺跡（II）

遺物・遺跡編』二〇〇四年。

山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年。

山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店、一九八五年。